

写

前橋市教育委員会告示第7号

前橋市教育委員会3月定例会を次のとおり招集します。

令和3年3月10日

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

- 1 日 時 令和3年3月16日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 市役所11階南会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第6号 令和3年第1回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
 - (2) 議案第7号 前橋市教育委員会会議規則の改正について
 - (3) 議案第8号 前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について
 - (4) 議案第9号 市費負担教職員(管理職)人事について

令和3年3月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件名	所管課
6	令和3年第1回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について	総務課
7	前橋市教育委員会会議規則の改正について	総務課
8	前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について	学校教育課
○9	市費負担教職員（管理職）人事について	学校教育課

「注」○印については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 令和3年度前橋市GIGAスクールサポート業務委託に係る優先交渉権者の選定について (総務課)
- (3) 文化財調査委員会議の開催結果について (文化財保護課)
- (4) 令和3年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について (前橋高等学校)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 3月定例会
令和3年3月16日（火）
午後2時00分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出の諸報告

第4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 6 号 令和3年第1回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第 7 号 前橋市教育委員会会議規則の改正について
- (3) 議案第 8 号 前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について
- (4) 議案第 9 号 市費負担教職員（管理職）人事について

第5 そ の 他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 令和3年度前橋市GIGAスクールサポート業務委託に係る優先交渉権者の選定について (総務課)
- (3) 文化財調査委員会議の開催結果について (文化財保護課)
- (4) 令和3年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について (前橋高等学校)

教育委員会議案第7号

前橋市教育委員会会議規則の改正について

前橋市教育委員会会議規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年3月16日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和3年3月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

前橋市教育委員会会議規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第24条の前の見出しを削り、同条を第25条とし、同条の前に見出しとして「（記載事項）」を付する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第3章中第21条を第22条とし、第20条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条の前の見出しを削り、同条を第17条とし、同条の前に見出しとして「（採決）」を付する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条の前の見出しを削り、同条第2項中「自署押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第3項中「署名し、法人の印章を押さなければ」を「署名又は記名押印しなければ」に改め、同条を第13条とし、同条の前に見出しとして「（陳情又は請願）」を付する。

第11条を第12条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条を第11条とし、同条の前に見出しとして「（発言）」を付する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催することができる。ただし、第18条第2項の規定による無記名の投票による採決については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

前橋市教育委員会会議規則の改正について（議案第7号）

総務課

1 改正の理由

- (1) 陳情又は請願の提出手続きにおける押印について見直しを行い、関係する規則について所要の改正を行う。
- (2) オンライン会議システム等を活用して前橋市教育委員会会議に出席する場合について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定による会議の出席と取り扱うため、令和2年7月28日付文部科学省通知を踏まえ、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 第12条第2項中「自署押印」を、「署名又は記名押印」に改め、同条第3項中「署名し、法人の印章を押さなければ」を、「署名又は記名押印しなければ」に改める。
- (2) 第8条を第9条とし、第9条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に、次の1条を加える。

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催することができる。ただし、第18条第2項の規定による無記名の投票による採決については、この限りでない。

3 施行期日

令和3年4月1日

前橋市教育委員会会議規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第3章 会議</p> <p style="text-align: center;">(会議の招集)</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 教育長は、必要があると認めるときは、 <u>映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催することができる。ただし、第18条第2項の規定による無記名の投票による採決については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(会議の順序)</p> <p>第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">(動議)</p> <p>第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">(発言)</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p style="text-align: center;">(陳情又は請願)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 陳情書又は請願書には、陳情又は請願の要旨、提出年月日、陳情者又は請願者の住所、氏名、職業及び年齢を記入し、<u>署名又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>3 陳情者又は請願者が、法人の場合は、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p>第16条 省略</p> <p style="text-align: center;">(採決)</p> <p>第17条 省略</p> <p>第18条 省略</p> <p style="text-align: center;">(修正の動議)</p> <p>第19条 省略</p> <p style="text-align: center;">(会議の公開)</p> <p>第20条 省略</p> <p style="text-align: center;">(傍聴)</p> <p>第21条 省略</p> <p style="text-align: center;">(その他必要な事項)</p> <p>第22条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議録</p> <p style="text-align: center;">(会議録)</p> <p>第23条 省略</p> <p style="text-align: center;">(会議録の作成、承認及び署名)</p> <p>第24条 省略</p> <p style="text-align: center;">(記載事項)</p> <p>第25条 省略</p> <p>第26条 省略</p> <p>第27条 省略</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会議</p> <p style="text-align: center;">(会議の招集)</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p style="text-align: center;">(会議の順序)</p> <p>第8条 省略</p> <p style="text-align: center;">(動議)</p> <p>第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">(発言)</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p style="text-align: center;">(陳情又は請願)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 陳情書又は請願書には、陳情又は請願の要旨、提出年月日、陳情者又は請願者の住所、氏名、職業及び年齢を記入し、<u>自署押印</u>しなければならない。</p> <p>3 陳情者又は請願者が、法人の場合は、代表者が署名し、<u>法人の印章を押さ</u>なければならない。</p> <p>第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p style="text-align: center;">(採決)</p> <p>第16条 省略</p> <p>第17条 省略</p> <p style="text-align: center;">(修正の動議)</p> <p>第18条 省略</p> <p style="text-align: center;">(会議の公開)</p> <p>第19条 省略</p> <p style="text-align: center;">(傍聴)</p> <p>第20条 省略</p> <p style="text-align: center;">(その他必要な事項)</p> <p>第21条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議録</p> <p style="text-align: center;">(会議録)</p> <p>第22条 省略</p> <p style="text-align: center;">(会議録の作成、承認及び署名)</p> <p>第23条 省略</p> <p style="text-align: center;">(記載事項)</p> <p>第24条 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>第26条 省略</p>

教育委員会議案第8号

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年3月16日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和3年3月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和54年前橋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1わかば小学校の項中「朝倉町一丁目」を「朝倉町の一部 朝倉町一丁目」に改め、同表上川淵小学校の項中「朝倉町」を「朝倉町の一部」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市立小学校の通学区域に関する規則の適用に当たり必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について（議案
第8号）

学校教育課

1 改正の理由

わかば小学校の敷地が上川淵小学校の通学区域となっていることにより、わかば小学校通学区域外に住む児童がわかば小学校内にあるわかば児童クラブを利用しても、わかば小学校に指定学校変更が認められず、他の学校の同様の場合と比べて実質的に条件が厳しくなっている状態を是正するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

わかば小学校の敷地の通学区域を、上川淵小学校の通学区域からわかば小学校の通学区域とする。

3 施行期日

令和3年4月1日

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正案		現 行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
学校名	町名	学校名	町名
省略		省略	
わかば小学校	朝倉町の一部 朝倉町一丁目 朝倉町二丁目 朝倉町三丁目 朝倉町四丁目 後閑町の一部 広瀬町一丁目 広瀬町二丁目の一部	わかば小学校	朝倉町一丁目 朝倉町二丁目 朝倉町三丁目 朝倉町四丁目 後閑町の一部 広瀬町一丁目 広瀬町二丁目の一部
上川淵小学校	上佐鳥町 櫛島町 朝倉町の一部 後閑町の一部 下佐鳥町 宮地町	上川淵小学校	上佐鳥町 櫛島町 朝倉町 後閑町の一部 下 佐鳥町 宮地町
省略		省略	

教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	木				
2	金				
3	土				
4	日				
5	月				
6	火				
7	水	小・中・特別支援学校始業式・新任式・入学式	中学校:午前 小学校:午後	各学校	学校教育課
		幼稚園始業式		各幼稚園	総合教育プラザ
		明桜中学校開校式	8:40~8:55	明桜中学校	学校教育課
8	木	前橋高等学校始業式・入学式	13:00	前橋高等学校	前橋高等学校
		幼稚園入園式		各幼稚園	総合教育プラザ
9	金				
10	土				
11	日				
12	月				
13	火				
14	水	教育委員会4月定例会	14:00~15:00	11階北会議室	総務課
15	木				
16	金				
17	土				
18	日				
19	月				
20	火				
21	水				
22	木				
23	金				
24	土				
25	日				
26	月				
27	火				
28	水				
29	木	昭和の日			
30	金				

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	土				
2	日				
3	月	憲法記念日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00~12:00	こども図書館	図書館
4	火	みどりの日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00~12:00	こども図書館	図書館
5	水	こどもの日			
		こども図書館員	10:00~12:00 14:00~16:00	こども図書館	図書館
		こどもの日フェスティバル 紙芝居ライブ	11:00~12:00	こども図書館	図書館
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月	教育委員会5月定例会	14:00~15:00	11階北会議室	総務課
18	火				
19	水				
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				
31	月				

令和3年度前橋市G I G Aスクールサポート業務委託に係る優先交渉権者の選定について

総務課

令和3年度前橋市G I G Aスクールサポート業務に係る公募型プロポーザルを実施し、業者選定委員会での厳正なる審査を経て優先交渉権者を選定しましたので報告いたします。

1 業務名

令和3年度前橋市G I G Aスクールサポート業務

2 業務内容

G I G Aスクールサポーターの各学校への派遣、教職員研修、教材作成・授業支援対応、機器等不具合・トラブル対応、オンライン対応、緊急時を含めたI C Tを活用した家庭での学習についての支援等

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4 選定業者

前橋市西片貝町五丁目12-5

株式会社滋野堤水堂

代表取締役 滋野 一馬

5 選定委員

教育次長、情報政策課長、学校教育課長、総務課長、情報教育推進室長 計5名

6 選定経過

審査 令和3年3月4日

参加資格を有する提案事業者2者について書類審査を行い、選定委員による採点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定した。

7 提案額

見積金額 40,765,725円(税込)

(提案上限額 41,400,000円)

8 今後の予定

令和3年中旬	詳細仕様に係る打ち合わせの実施
令和3年下旬	見積合わせの実施及び契約締結準備
令和3年4月	契約締結、業務開始

文化財調査委員会議の開催結果について

会 議 名	令和2年度第2回前橋市文化財調査委員会議（紙面会議）
日 時	令和3年2月2日（火）午前10：00～（当初予定日）
場 所	紙面会議のため各所
出 席 者	岡田昭二、能登健、右島和夫、村田敬一（委員：4名）
議 題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 文化財調査委員による調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物調査（東照宮） ・ 樹木調査（三夜沢のブナ、月田のモチノキ、ザゼンソウ） <p>(2) 課員による調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ザゼンソウ（経過）について ・ 市重文「酒井家史料」破損について ・ 塩原佐平家文書について 他 <p>(3) 膳城について</p> <p>(4) 今年度の主な実施事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総社古墳群範囲内容確認調査事業 ② 阿久沢家住宅耐震診断事業 ③ 上野国府等範囲内容確認調査事業 ④ 上細井中西部地区土地改良に伴う発掘調査事業 他 <p>2 協議事項</p> <p>(1) 今後の文化財調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に残る未指定文化財の情報提供一覧から <p>3 その他</p> <p>(1) 来年度の主な実施事業について</p> <p>(2) 情報交換</p>
結 果 概 要	紙面会議のため、事前に郵送した資料にもとづいて、各委員から回答を得た。回答用紙には、下記のような意見があり、課題として今後も調査・研究していくこととなった。
主な意見等	<p>○ 今年度の総社古墳群の調査成果は、当古墳群が全国的に見ても極めて重要な位置を占めるものであることを強く再認識させるものであった。前橋市の文化財総体の中で、当古墳群の重要性、素晴らしさのアピールが近代以降のもの比べると弱いと感じる。</p> <p>○ 塩原家文書を指定する場合は、原則一括指定が望ましいが、現代に近いものや書籍等も含まれるため、その範囲（年代・内容・対象）を所蔵者や研究者と十分に協議・検討・調整したうえで対応したほうがよい。</p> <p>○ 新たな文化財指定は慎重にすべきである。特に費用のかさむ指定は要注意。重要度を検討する前に、指定ジャンルの見直しや年代観も必要。また、すでにある指定物件の懸案事項一覧も作成すべきである。</p> <p>○ 建造物については、「記録保存」の方法も検討すべき。</p>

令和3年度 市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について

1 平成23年度入学者選抜より、学校の通学区域は、群馬県全域です。

※ 市内・市外は参考数値

2 【前期】 検査日：令和3年2月9日（火） ※合格発表：2月18日（木）

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
R2	男	120	73	19	92	1.95	30	10	40
	女		100	42	142		52	28	80
	計		173	61	234		82	38	120
R3	男	120	57	25	82	1.74	27	14	41
	女		85	42	127		49	31	80
	計		142	67	209		76	45	121

選抜区分ごとの合格者数

	男	女	計
A 選抜	25	50	75
B 選抜	16	30	46
計	41	80	121

3 【後期】 学力検査日：令和3年3月9日（火）・10日（水） ※合格発表：3月17日（水）10時～

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
R2	男	120	50	11	61	1.13	48	8	56
	女		59	15	74		53	12	65
	計		109	26	135		101	20	121
R3	男	120	41	17	58	0.98			
	女		43	16	59				
	計		84	33	117				

4 【合格者合計】

入学年度	男女	定員	合格者の内訳		
			市内	市外	合計
R2	男	240	78	18	96
	女		105	40	145
	計		183	58	241
R3	男	240			
	女				
	計				